

令和4年11月2日

各課・室・センター長 様
各地方機関の長 様
学校以外の各教育機関の長 様
西部教育事務所芸北支所長 様
各県立学校長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長

短時間勤務会計年度任用職員の掛金等の取扱いについて（通知）

このことについて、令和4年9月28日付け「令和4年10月からの共済組合制度の適用範囲の拡大に伴う短時間勤務会計年度任用職員の加入等の取扱いについて」で通知しているところですが、次のとおり連絡事項がありますので、お知らせします。

急な変更になりますが、御理解と御協力をよろしく申し上げます。

1 県立学校以外の給与支払所属の「非常勤職員掛金等集計調書」（以下「調書」という。）の提出方法の変更について

教育委員会事務局共有フォルダ（広島県庁LANの「T:¥170 教育委員会事務局¥999 教育委員会事務局共有¥事務局内共有¥◆◆互助組合掛金◆◆◆」内の各課・機関のフォルダ）への格納に当たって、次のとおりとしてください。

- (1) 任意のパスワードを付した上で、指定の共有フォルダに格納する。
- (2) 格納後、健康福利課組織アドレス (kyofukuri@pref.hiroshima.lg.jp) に格納した旨を電子メールで連絡することとし、併せて当該パスワードを報告する。

メールの件名は、「令和 年 月分互助組合掛金調書」にする。

2 県立学校の調書の提出方法等の変更について

広島県教育情報ネットワーク（以下「Heiwaネット」という。）内の全校共有フォルダ（Z:）—300 学校別フォルダ内の各校フォルダにある「互助組合掛金フォルダ」への格納に当たって、次のとおりとしてください。

- (1) 格納後、健康福利課組織アドレス (kyofukuri@pref.hiroshima.lg.jp) に格納した旨を電子メールで連絡する。

メールの件名は、「令和 年 月分互助組合掛金調書」にする。

(2) H e i w a ネット更新に伴う共有フォルダの切替作業の実施により利用できない期間が発生するため、10月分調書の提出期限を、令和4年11月25日（金）から令和4年11月22日（火）に変更します。

なお、11月分以降の調書の提出については、毎月25日（25日が週休日等の場合はその翌日）で変更はありません。

3 調書等の「令和 年 月分」の記入について

調書及びメール件名の「令和 年 月分」には、給与から掛金を控除した月の前月を記入してください。実際に控除した月（提出月）ではありませんので注意してください。

また、調書の月毎のシート名も該当月にしてください。

<例示>

令和4年10月の勤務実績に基づく給与を11月に支給し、掛金を控除する場合、組合員が掛金を納入しなければならない月は、令和4年10月分です。

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
組合員期間	加入				退会	—
報酬等支給	—	10月分	11月分	12月分	1月分	—
掛金控除	—	10月分	11月分	12月分	1月分	—

上図のとおり、11月に提出する調書の場合は、10月となります。

担当 小田

電話 082-228-13865